

第2回南陽市上下水道審議会議事録

日時：令和5年3月20日（月）14：50～15：50

場所：南陽市水道庁舎2階会議室

出席：菅野直彦委員（会長）、丸森周平委員（副会長）、
小関武智委員、島津善衛門委員、黒沼仁委員、山田久代委員

欠席：松田卓也委員

事務局：佐藤上下水道課長、遠藤課長補佐、木村お客さま係長、菅野経営係長、
佐藤主任、大宮主任

1. 開会

（事務局）

それではご案内の時間でございますので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより第2回南陽市上下水道審議会を開会いたします。

申し遅れましたが私、課長補佐の遠藤でございます。よろしく申し上げます。

進めさせていただく前に、本日松田委員の方から欠席の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。それではお手元の次第によりまして進めさせていただきます。菅野会長より、ご挨拶をお願いします。

2. 会長あいさつ

（会長）

皆さんお世話様でございます。第1回目の概要を申し上げますと、ちょうどコロナ禍と申しますか、半数しか出席がない中で多数決によりまして会長になったという経緯がございます。本当にいいのかなというふうなところでございますが、本日はちょうど飛び石連休の間ということで、なおかつ、こんなに日本晴れの天気の中、会議をするというような状態でございますけれども、資料を基に今後様々な課題について意見をいただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。皆様には大変お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

（事務局）

それでは議事の方を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

3の議事に移ります。議長につきましては、南陽市上下水道審議会条例第5条第2項の規定によりまして、菅野会長をお願いしたいと思います。

3. 議事

(1) 水道事業経営戦略（事業概況）と水道料金改定の説明

(議長)

では、議事(1)水道事業経営戦略と水道料金の改定については一括でいいですね。水道事業経営戦略事業概要と水道料金改正についての説明をお願いします。

(事務局)

経営係長の菅野でございます。本日は、水道事業の現況と料金改定につきまして、本市水道事業の経営戦略の要点をふまえて、ご説明させていただきます。

初めに、お手元の資料をご説明いたします。資料は3種類用意しております。

一つは、水道事業の長期経営計画をまとめた経営戦略です。こちらは平成29年3月に策定され、令和4年3月に第一次改訂を図っており、市のホームページにも掲載しております。

もう一つは、先日、山形県より発表された水道広域化推進プランの概要版で、A3版の両面刷りです。

最後の一つが、本日の説明用のスライドを印刷したものです。メモなどの書き込みには、こちらの資料をご活用ください。

さて、スライド①の写真は、平成19年、宮内双松公園に整備した宮内配水池です。現在、市内の水道水は米沢市笹野にあります県営置賜広域水道笹野浄水場でつくられ、送水された水はこの配水池に入り、ここから市内の給水区域に配水されています。

続いて、本市水道事業のあゆみを簡単にご説明いたします(スライド②)。

本市の水道事業は、昭和9年、当時の赤湯町に整備された簡易水道の創設に端を発し、今年で89年目を迎えます。右上の図が当時の管網図で、昭和7年に発見された鳥上坂の湧水が水源になっています。

その後、旧宮内町や和郷村にも地下水や湧水を水源にして簡易水道が整備されましたが、いずれも水源の安定性に乏しく、夏場には水量が激減するなど、慢性的な水不足に悩まされてきました。

2町1村が合併し、南陽市が誕生した翌昭和43年に発生した水不足では、自衛隊に給水を要請するなど事態が更に深刻化したことから、南陽市全体の水道計画を樹立する必要に迫られ、昭和44年、安定水源を最上川に求め、長井市に取水口と浄水場、中継する梨郷平野地区にポンプ場、宮内双松公園に配水池、これらを繋ぐ送水管、3つの簡易水道を繋ぐ管路の整備に着手し、昭和46年、最上川浄水場の完成をもって「南陽市水道事業」として運営を開始いたしました。

その後の給水区域の拡張と、水需要の増加に伴い、水量不足を補うため、昭和58年に県営置賜広域水道からの一部受水を開始し、平成19年にはすべての水を置賜広域水道から受水することとして、スライド最初の写真でご覧いただいた新配水池を建設し、老朽化した最上川浄水場を廃止しています。

平成28年には、小滝地区に給水している簡易水道事業を水道事業に編入し、一括した公営企業として運営しています。

続いて、水道事業の概要をご説明いたします（スライド③）。お手元の経営戦略では2ページ目の記載内容になります。

画面左の図は、本市水道の簡略図になります。

黄色の線が道路、黒の点線が線路です。青色の円筒形が配水池、灰色の箱は水を送るポンプ施設です。

青の塗りつぶしが宮内配水池系の給水区域です。

お手元の経営戦略の略図には記載がありませんが、スライドに表示された赤丸が宮内配水池で、ここに置賜広域水道より仕入れた水が送られ、ここを起点に市内の給水区域に配水します。

金山地域の送水は、金山ポンプ場を経て金山配水池から行います。また金山配水池の水を吉野地域に向けたポンプ場で圧送することで、吉野地域の配水池に送りそこから地域内の各地区に配水しています。

宮内、漆山、梨郷、沖郷の地域は宮内配水池の水圧で送水していますが、梨郷の総合運動公園周辺と土平地区への送水に2つのポンプ場を使って加圧送水しています。また、内原地区には内原ポンプ場から内原配水池に送り、配水しています。

赤湯方面は、宮内配水池から直圧で送るルートと、烏帽子山公園内にある赤湯配水池を経由するルートの2系統があります。

中川方面への送水は、上野ポンプ場から中川配水池に送られ、新田、川樋、小岩沢の各地区に配水されます。ルート上、大洞地区に配水するための加圧ポンプと、元中山地区に配水するための元中山ポンプ場、元中山配水池があります。更にその先に、花窪地区に配水するための加圧ポンプ場があります。

また、中川配水池から、金沢ポンプ場を経由し金沢配水池に入り、金沢地区と松沢地区に配水しています。

小滝地区に配水する小滝浄水系は、白鷹山からの表流水を浄水して配水しています。小滝地区だけの水道になるので、宮内配水池系と管路は繋がっておりません。

ご覧のように、本市の水道は、山間集落に配水するため12のポンプ施設を必要としており、本市の水道事業費用には、置賜広域水道の水を購入する費用と、配水管の維持にかかる費用の他、ポンプを動かす動力費、動作を制御する通信費、それぞれの施設の維持費などがかかっています。

令和2年度末現在、給水人口は29,426人です。

宮内配水池系と小滝浄水系の管路はそれぞれ255.8kmと7.67km、1日当たりの計画給水量に対し、利用率はそれぞれ64.69%と34.51%になっています。

水道事業に関わる職員数は、最上川浄水場の操業中に16名であったところ、浄水場の廃止や下水道課との組織統合、その後の業務整理などを経て、現在、管理職を含めた9名となっています。

経営戦略の資料の、最後から3枚目に、経営比較分析表がございます。年度毎の経営状況を、類似団体と比較して分析した資料になります。最新の資料が令和3年度の分析になりますので、経営状況と老朽化の状況をご説明いたします（スライド④）。

グラフ上、青い縦の棒線が本市の状況、赤色の折れ線が類似団体の平均値、それぞれのグラフの右上にカッコで囲まれて表示されている数値が、令和3年度の全国平均値になります。

経営状況につきましては、上の段の左端①の経常収支比率に示す通り、収益は費用を上回っており、類似団体の平均よりも高く、隣のグラフ②の累積欠損金比率のとおり、赤字に当たる累積欠損金も生じておりません。資金の柔軟性を示す、③の流動比率も類似団体を上回っております。上の段右端の企業債残高対給水収益比率は、借金にあたる企業債の残高が給水収益の何倍になっているかを示すもので、本市は類似団体の1/2以下になっています。企業債の借入を抑制し、将来負担の軽減を図っているものです。

下の段左端の⑥料金回収率は、給水にかかる費用を給水収益で賄えているか示すもので、現在の料金水準で健全な経営ができていることを示しています。その右隣の⑥給水原価は文字通り料金をいただいている水の原価を示すもので、本市の水道料金は1 m³220円が基準になりますが、その原価が令和3年度は213.7円ということです。全国平均を上回るのは、本市の特性として自己水源が無く、また集落分散により水道コストが割高にならざる負えないことが要因になっています。その隣、⑦の施設利用率は、水道の供給能力に対する利用状況を示したもので、本市は全国平均を上回る状況ではありますが、年と共に徐々に減衰している状況であることが見て取れます。右端の⑧有収率については、配水した水と料金をいただいた水の量の差を表すもので、有収率が低ければ、その分、漏水などで無駄になっていることを示しています。本市では漏水の特定と解消に努めており、その成果として、有収率が徐々に上昇している状況です。

続いて、水道施設の老朽化の状況です（スライド⑤）。

左の①有形固定資産減価償却率は有形固定資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示すもので、数値が高いほど法定耐用年数に近い資産を多く保有していることを表しています。

中央の②管路経年化率は、水道管路の老朽度合いをしめすもので、本市の場合、1/4の管路が法定耐用年数である40年を経過していることになります。右側の管路更新率は管路の全長に対し、その年に更新した割合を示したものです。

以上の状況から、どのように判断するか、ということですが、このグラフを素直に見れば、本市は類似団体よりも老朽化がいくらか進んでいる状況、と言えます。

最近、報道などで水道に限らず、様々な生活インフラの老朽化が問題として取り上げられておりますので、ご心配になられていらっしゃるかも知れませんが、本市では、平成29年度に策定した「管路耐震化更新計画」により、管路の総合評価結果

に基づいて、計画的に更新を進めております。また、後ほど説明いたしますが、管路情報のデジタル化も図りまして、管理効率の向上にも努めているところです。

続いて、水需要の推移をご説明いたします（スライド⑥）。経営戦略では3ページに記載がございます。

上の表では、平成7年、平成20年、令和3年度における左の列の値を掲げておりますが、ご覧のとおり、若い世代の減少と、平均年齢の上昇が見て取れます。

行政人口のうち、水道を使用している給水人口の割合が水道利用率になります。水道利用率は上昇していますが、人口減少のため、水道利用者そのものは毎年減少している状況です。

下のグラフは、1日当たりの有収水量の推移を示したものです。有収水量とは、水道メーターをくぐり、水道料金収入に反映された、実際に消費されている水の量になります。家庭用途の有収水量は微減に留まりますが、工場用と、その他の用途の減少ははっきり見て取れます。1日当たりの有収水量で最も多かった平成9年度には1日10,054m³であったところ、令和2年度は8,352m³となり、約1,700m³減少しています。

今後の人口予測（スライド⑦）について、経営戦略では4ページに記載がございます。

今後の水道需要予測のため、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に公表した本市の将来人口予測を基に、世代別の人口推計値を独自に算出しています。

左のグラフが世代別に色分けした人口で、令和3年度までは実績値、令和4年度から23年度までが予測値になります。

令和3年度の実績と、令和23年度の予測値は右の表のとおりです。人口総数の減少に加え、水需要の高い若年層と子育て世代の割合も減少することから、今後の住宅や店舗の建て替えに伴う節水器具の普及による使用水量の減少も勘案すると、水道需要は更に減少するものと想定しています。

人口予測を基に算出した給水人口と有収水量の将来予測（スライド⑧）は、経営戦略5ページに記載しております。

令和23年度の宮内配水池系の1日当たり有収水量は現在の約2/3、小滝浄水系は5割強まで減少することを見込んでいます。

続いて、施設の見通しをご説明いたします（スライド⑨）。経営戦略では6ページに記載しております。

配水管やポンプ設備、建物などは年を経るごとに古くなっていきますので、老朽化に起因する漏水事故などが生じる前に、更新していく必要があります。

こちらのグラフは、水道事業が保有している資産を、取得した年度ごとに当時の費用を現在の物価に換算した場合の金額で示したものです。換算には国土交通省が発表している建設工事デフレーター指数を用いて計算しています。

グラフに現れた通り、事業の拡張や置賜広域水道の受水にあたって整備した費用などが突出しています。

今後、給水人口が減少していく中で、これらの施設を順次更新していくこととなります。単に入れ替えるだけでなく、経営規模に応じたダウンサイジングも考慮しながら、費用の発生を平準化するよう複数年に分割するなどして、計画的に更新を図る予定です。

水道設備などのハードウェアに限らず、ソフトウェアも含め、資産の更新にあたっては、ダウンサイジングと効率化の向上に努めております。

一例として、現在取り組んでいるデジタル・トランスフォーメーションをご紹介します（スライド⑩）。

こちらのスライドは、経営戦略の9ページ下段に記載しております、情報管理の効率化を図る事業です。

まずは画面左側の、中央監視装置のクラウド化です。これまで、配水量の状況や機械装置の稼働状況は、現地に赴くか、水道庁舎事務室内の監視盤で確認する必要がありましたが、これを、インターネットを介したクラウド上で管理することで、職員がどこにいてもスマホやタブレット端末で即時状況把握が可能になります。これにより、異常発生時の即応性が向上するとともに、市内各所の機械装置と水道庁舎を結ぶ通信費や、監視盤の動作にかかる庁舎電気料、また、監視装置の維持管理にかかる業務委託を削減することで、年間200万円以上の経費削減効果を見込んでいます。

もう一つ、固定資産台帳のデジタル化を図っています。これは、水道管路網の資産情報と工事情報を一元管理することで、管路の経年を可視化し、今後の管路更新時のダウンサイジングに反映させるものです。デジタル化によって、更新すべき管路の優先度が容易に把握できるようになり、事務量を大幅に短縮できると見込んでいます。

管路更新の効率化についてご説明いたします（スライド⑪）。こちらのグラフは、経営戦略の12ページに掲載しております。

まず初めに、管路の寿命についての考え方ですが、初めにご説明しました経営比較分析表にも一つの指標としてありましたとおり、法定耐用年数である40年が挙げられます。しかし、技術的な見地や機能診断等に基づき、管の材質や、設置、あるいは埋設された場所の条件も考慮したうえで、一部の例外を除き、概ね60年程度は使用に耐えうるものと判断し、更新計画を立てております。

令和23年度までの施設更新計画では、施設への投資費用として総額45億円を想定しています。まず、宮内配水池から延びる配水本管（約2.1km）の耐震化を予定しています。次いで、その他の管路の更新として、グラフで示すとおり、昭和期に整備された管路約100kmのうち、計画期間中に使用開始から60年を経過する管路、64kmのうち、今後100年間、継続利用が見込まれる管路から優先して51kmの更新を予定しています。この、具体的な優先順位について、固定資産のデジタル情報を基に、給水区域の人口推移等も分析しながら進めていく予定です。

なお、投資計画としては、他に、ポンプなど機械類の更新に約7千万円、管路の新設に備える額として2億円を見込んでいます。また、計画期間中の建物の更新は予定しておりません。適宜修繕によって長期間の利用継続を図ることを想定しています。

経営状況の見通しを説明いたします（スライド⑫）。経営戦略の記載は8ページになります。

先ほど説明いたしました、デジタル・トランスフォーメーションの導入による資産更新の効率化や、定型業務の委託化も含めた人員整理の他、資金運用の効率化による借入利息の圧縮など、経費削減に不断の努力で臨むところですが、今後、加速していく人口減少と高齢化、節水器具普及による水需要の減少速度は、経営努力で補える域を超える勢いであり、経常収入の減少率を補えるほどの経費節減は困難な見通しです。また、令和10年度に予定される、置賜広域水道料金の改定に伴う受水費の増額によって経常収支の逆転が見込まれ、令和10年度以降には持続的経営が困難な状況を迎えることを予想しています。

このため、水道事業を持続的に安定して維持するためには、水道料金を改定させていただかざるを得ないと考えております（スライド⑬）。

想定では、料金改定に5年の間隔を設け、令和11年度と16年度に現在の料金水準から10%ないし15%程度の料金引き上げを図ることで、令和21年度までの安定経営が可能と考えています。

今回、皆様にお諮りする料金体系の見直しは、令和11年度の料金改定を見据え、水道をご利用いただいている皆様にお願する費用負担を、より公平に行うために実施させていただきたいと考えているものです。グラフに示す通り、令和10年度の広域水道供給単価の見直しまでは、現在の料金水準で経常利益を出せる見通しですので、料金水準は変えずに料金の仕組みを変えるよう、制度設計をしております。詳細な改訂案は次回の審議会でご提示致しますが、料金の仕組みを変えることは、必ず、ひずみが生じ、一部の利用者にとっては負担の増加としてしわ寄せが現れてまいりますので、その影響を考慮し、令和11年度の料金改定までに5年の間隔を設けるため、令和6年度に料金体系の見直しが必要と判断したところです。

料金体系の見直しにあたり、水道利用者の現況をご説明いたします（スライド⑭）。

この表は、令和3年度の給水調定件数になります。表の縦の行が現在の料金体系である用途別の区分、横の列がメーター口径になります。

合計13,232件のうち、家庭用途が89.2%と、約9割を占めています。これをメーターの口径別で見ますと、13mmと20mmの合計で96.9%になりまして、調定件数の大部分が20mm以下の小口径のメーターとなります。

こちらの表は、令和3年度の毎月の給水調定のうち、使用した水量が基本水量に達していない割合をまとめたものです（スライド⑮）。表の右端にそれぞれの用途の基本水量を掲載しています。

平均して約3割の利用者は、実際の使用水量が基本水量を下回っており、メーター口径が小さい方ほど、使用水量が基本水量に達していない割合が高い傾向にあります。

このように、用途別料金体系は、一定の使用水量を見込んで基本料を定める制度ですので、節水器具が普及し、核家族化が進んだ現代では、制度的になじまなくなりつつあるため、現在では多くの水道事業体がメーター口径を基準に料金を定める口径別料金体系を採用しています。県内では、本市を除いた12市では全て、また置賜地域でも本市と小国町を除き、既に口径別料金が採用されています。

この口径別料金体系の料金算定の考え方をご説明します（スライド⑯）。

先ほどの経営状況の見通しのグラフになりますが、水道事業にかかる費用は、大きく2つに分類できます。

一つが「水の購入費」、もう一つが「水道施設の維持費」です。

この2つの費用を基に、水道事業が安定継続できるよう水道料金を設定し、利用者の皆様にご負担をお願いするのが、口径別料金体系です。

料金体系の見直しについて、まとめます（スライド⑰）。

これまで、用途ごとに決めた基本水量分の基本料金と、基本水量を超えた分について超過料金を負担いただいております。

しかし、業態の多様化や水需要の減少により、従来の料金体系では費用負担の公平性を担保することが難しくなっていることから、現在の料金賦課の主流である、口径別料金体系に改めることで公平性を高めたいと考えております。

メーター口径の大きい、小さいは、一度に使える水の量が異なります。一度に大量の水を使える、ということは、その水を使えるだけの水道施設を整えておく必要があることから、メーター口径別に、水道施設の維持費分を基本料金として賦課します。また、水の購入費分を、使用した水の量に応じた従量料金として賦課します。

最後に、水道事業のこれから、についてご説明いたします（スライド⑱）。

今後、人口減少と高齢化率の上昇がさらに進みますと、本市を含めた小さな自治体では、単独で水道事業を健全に継続することが困難になることが確実です。生活インフラとして必須の水道事業を、いかに安定的に、サービス提供を持続させていくか、この課題の解決案として、先般、山形県水道広域化推進プランが発表されました。

置賜地域では、「定住自立圏構想共生ビジョン」に基づき、水道事業の広域連携のため、基盤強化に向けて連携可能な施設の再編整備やソフト連携を継続して検討する、こととされています。

各自治体の考えの違いもあり、今すぐ具体的な取り組みに着手できるわけではありませんが、まずは物品や薬品、水道メーターなどの共同購入や業務委託の共同発注によるコストダウンを図ることができるような仕組み作りから取り掛かり、仕様や様式、業務形態の共通化を進めながら、情報の共有と共同研究などを通じた関係

強化を重ねていくことで、将来的な事業体統合を目指しています。ですので、異なる料金体系を採ってきた本市は、口径別料金に移行して、料金制度の足並みを揃えておく必要があります。

統合までには、長い時間がかかると思われます。その間、単独での健全経営を持続するためにも、情報発信力の強化と情報開示に努め、水道事業の状況を市民の皆様にご覧いただくことができるよう、「みえる化」を推し進めていくとともに、縮小する水道需要に応じた事業規模に最適化を図りながら、無駄を省きつつ、適切に設備更新を図ります。

これらの取り組みを積み重ねながら、来るべき事業体統合に備えることが本市水道事業の経営戦略です。

(2) 質疑応答

(議 長)

分かりやすい説明ありがとうございます。質問や意見等ございますか。

(委 員)

2点ございまして、1点目が、料金体系を変えると具体的にどうなるのかイメージが湧かないので、事例を示していただきたい。先ほどの説明の中でメリットを受ける方とデメリットになる方という表現があったのですが、その辺も具体的に示していただきたい。

もう1点ですが、先ほどの情報管理の効率化ということで、デジタルフォーメーションという説明がありました。これ全庁でやるのは非常にいいことだと思います。ちょっと細かい話になるのですが色々なところで、今、市民の協力を得ている事業が結構あります。例えば、私達が暮らしている場所のすぐ近くで漏水があるとします。そうした場合に、スマートフォンでそれを撮影してこちらの水道庁舎の方に情報を送るといった、市民からの情報も積極的に広く求めて、活用していくということも必要ではないですか。

(事務局)

料金体系の詳しい内容は次回ご提示する予定ですので、それでよろしいですか。

(委 員)

次回で良いです。

(事務局)

漏水等の情報提供手段についてですが、積極的に情報を求めることは考えていませんが、現実的に漏水に気づいた方から電話連絡をもらったりしています。

(委員)

市民からの情報を上手く効率的に利用していくということも大切かと思うのでぜひ考えてみてください。

(委員)

総収入が料金改定によりどう変わるのかと、改定の影響が出る人への対応をどうするか、水の需要が減っていることについて水道課としては水の使い方をどう考えるのか、使ってもらいたいのか、節水を呼び掛けていくのか、教えていただきたい。

(事務局)

料金改定による総収入は、現在の水準でも令和10年度までは収益が出せる見通しですので、これまでと比較してほぼ変わらないような制度で設計しています。

制度上、大きいメーター口径ほど負担が高くなるので、口径を変えたいといった要望について相談窓口を設ける等の対応が必要になると考えています。

水の使用については、水道事業としては水を使っていたきたいところではありますが、今しきりに「持続可能な社会の構築」が呼びかけられている中で、社会的な流れとして節水をしていくという方向なので、やむを得ないと考えます。

しかし、節水したからと言って水道インフラを維持する費用が安くなるわけではありません。水を使わなくても、使えるように維持する費用は変わらないということをご理解いただかなければならないと思っています。

(事務局)

補足ですが、総収入としては、現行と同水準で推移するということです。

(委員)

私から、2つあります。

1つは意見ですが、これだけ分厚い資料があった場合、例えば私はこういうときには1枚にまとめたロードマップを作ります。最終目的地を設定し、そこまでの道筋を示します。全体像が見えれば、会議を円滑に進めることができるので、ぜひ考えてください。

もう1点は、DX（デジタルトランスフォーメーション）化はいいのですが、クラウドの不具合があった場合のリスク管理です。災害に備えて随時バックアップしていても、もしクラウドサーバーが停止した場合はどうするのか。私も苦労したことがあるので。どのような対応を考えていますか。

(事務局)

クラウドサーバーは東日本と西日本に設置され、災害に備えられます。

インターネット回線に不具合が出た場合の対応については、詳細を確認して検討します。

(委員)

デジタル化に関連して、メーター検針についてですが、現在は、1軒1軒確認を行っています。デジタル化の対応ついてはいかがでしょうか。

(事務局)

全国的な動きとして、電力では、スマートメーターというリアルタイムでデータの取り込みが可能な仕組みが出始めていまして、水道でも一部実証実験が始まっているところですが、普及にはコストの問題の解決が必要で、実用化にはまだ時間がかかるようです。現状として、検針の担い手が少なくなりつつあることや、空き家の増加、冬場の検針の問題などがありますので、今後研究を進めていきたいと思っています。

(委員)

口径の考え方ですが、昔は従業員が大勢いて、水道をそれなりに使っていた会社が、従業員の数が減って水を使わなくなっても、上下水道課では人数の確認に来ているわけではないですけど、適正な口径の推進について、どのように考えているのですか。

(事務局)

メーターの口径は、人数ではなく、メーターの先に蛇口などの給水装置がどのような形で何個付いているかによって計算します。これだけの数であれば、口径が何mmないと安定して水が出せませんよ、ということで審査と指導をしております。

(委員)

ホームページにQ&Aコーナーを載せるとかした方がいいのではないのでしょうか。電話対応しなくても良い仕組みを作ってください。インターネットを使えない方は電話での問い合わせになると思いますが。

(委員)

旅館については、用途別だと湯屋用になりますか。料金はどう変わりますか。

(事務局)

営業用二種の分類になります。メーター口径が大きければ、その分だけ基本料金が高くなります。

(委員)

基本料金というよりは、インフラ整備費用と言った方が対外的にイメージしやすいかもしれません。

(議長)

その他、意見等ございますでしょうか、なければ以上で質疑応答を終了します。

(3) 次回開催日の確認

4月20日(木) 13:30～会場：水道庁舎2階会議室

(4) その他

特になし

4. 閉会

(事務局)

次回開催は、改めましてご案内を差し上げます。

それでは以上をもちまして第2回上下水道審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。